

【別紙 2】

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号 又は第 4 号による随意契約の締結状況

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定に基づく随意契約の締結状況について、守口市契約規則第 15 条第 2 項の規定により、次のとおり公表します。

担当課	契約の内容（契約名称）	契約締結日	契約金額（円）	契約の相手方氏名 又は名称	随意契約によることとした理由
生涯学習・スポーツ振興課	もりぐち歴史館「旧中西家住宅」の清掃、 灌水、除草及び受付業務委託	令和 7 年 10 月 1 日	通常業務 （1 日 7 時間あたり） 9,786 円（税込）/ 1 日 イベント開催・施設整備時業務 （1 時間あたり） 1,398 円（税込）/ 1 h	公益社団法人守口市シルバー人材センター 理事長 川部 政彦	高齢者等が主体性を持って生きがいのある生活を送り、積極的に社会参加ができるまちづくりを進め、従前から就業の機会を確保することに努めており、こうした経緯と業務を円滑かつ誠実に遂行する能力を有していることを選定基準とし、これを満たすものとして決定。